

## 事 務 局 規 程

### (目 的)

第1条 定款20条に規定する事務局の設置については、この規程の定めるところによる。

### (事務局)

第2条 事務局の業務処理のため、次の部門を置く。

- (1) 法人経営部門
- (2) 地域福祉活動推進部門
- (3) 福祉サービス利用支援部門

### (職 員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

事務局長	1名	
事務局次長	1名	
主事	若干名	
所長	1名	基幹型在宅介護支援センター
保健婦(士)	1名	〃
社会福祉士	1名	〃

- 2 前各号の他に、必要に応じ嘱託、臨時職員及び非常勤職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、常務理事をもってあてることができる。

### (職 務)

第4条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、常務理事の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 所長、主事、保健婦(士)、社会福祉士、嘱託職員、臨時職員、非常勤職員は上司の命を受け、所轄の職務に従事する。

### (事務分掌)

第5条 第2条に定める事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 法人経営部門
  - ① 定款の変更、諸規程の改廃に関する事項
  - ② 正副会長会、理事会、評議員会に関する事項
  - ③ 文書の收受、公印の管守その他庶務に関する事項
  - ④ 職員の人事、給与、服務に関する事項
  - ⑤ 予算、決算その他経理に関する事項
  - ⑥ 財産管理並びに物品出納に関する事項

- ⑦職員の福利厚生に関する事項
- ⑧法人の収益事業に関する事項
- ⑨その他、法人経営に関する必要な事項
- (2) 地域福祉活動推進部門
  - ①地域福祉活動計画に関する事項
  - ②福祉の企画・広報・調査・研究に関する事項
  - ③研修・人材育成に関する事項
  - ④共同募金運動との連携・協力に関する事項
  - ⑤民生委員児童委員活動との連携に関する事項
  - ⑥関係機関団体との連絡調整に関する事項
  - ⑦当事者組織支援に関する事項
  - ⑧ボランティアセンターに関する事項
  - ⑨小地域ネットワーク事業に関する事項
  - ⑩心配ごと相談所の運営に関する事項
  - ⑪福祉まつりに関する事項
  - ⑫その他、地域福祉活動推進に関する必要な事項
- (3) 福祉サービス利用支援部門
  - ①法外援護に関する事項
  - ②福祉サービスの苦情処理に関する事項
  - ③生活福祉資金貸付事業に関する事項
  - ④障害者社会参加促進事業に関する事項
  - ⑤緊急通報システム事業に関する事項
  - ⑥中部地域福祉権利擁護センターの運営に関する事項
  - ⑦基幹型在宅介護支援センターの運営に関する事項
  - ⑧福祉機器貸与事業に関する事項
  - ⑨福祉バス運営に関する事項
  - ⑩その他、福祉サービス利用支援に関する必要な事項

### **(職員の任免)**

第6条 事務局職員の任免は、会長がこれを行う。

### **(事務処理)**

第7条 事務処理に必要な事項は、会長が別に定める。

### **付 則**

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

この規程は、平成7年12月15日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。